

平成二十四年環境省令第二十八号

環境省定員規則

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条 環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分       | 定員     | 備考                   |
|----------|--------|----------------------|
| 本省       | 二、一三一人 | うち、一人は、特別職の職員とする。    |
| 原子力規制委員会 | 一、〇八九人 | 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 |
| 合計       | 三、一二〇人 |                      |

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、各施設等機関及び地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、各施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二十九日環境省令第一〇号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年五月一六日環境省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の環境省定員規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則（平成二十五年九月四日環境省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月一三日環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月二十八日環境省令第四号）

この省令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年四月一日環境省令第九号）抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一日環境省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二六年十月十四日から施行する。

附則（平成二七年一月一五日環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日環境省令第一六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年九月三〇日環境省令第三四号）

この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年四月一日環境省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日環境省令第七号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日環境省令第六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一二月二七日環境省令第二七号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二十九日環境省令第九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第二二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日環境省令第五号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年八月一九日環境省令第一三号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。